

愛知県福祉局所管単独手当支給等事務取扱交付金交付要綱

第1 目的

この要綱は、次に掲げる愛知県条例及び規則に基づき市町村長が行う事務の取扱に要する経費について、知事が市町村長に対し交付金を交付するに必要な事項を定めるものである。

- (1) 愛知県在宅重度障害者手当支給規則(昭和45年4月1日規則第29号)
- (2) 愛知県遺児手当支給規則(昭和45年4月1日規則第30号)
- (3) 愛知県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年3月30日条例第4号)

第2 交付金額

交付金額は、予算の範囲内で、各手当及び心身障害者扶養共済について次に掲げる基準により決定するものとする。

(1) 在宅重度障害者手当

12月定期払時における受給資格者数に330円を乗じて得た額。ただし、その額が6,600円に満たない場合には交付金額は6,600円とする。当該時期に受給資格者がいない市町村には交付しない。

(2) 遺児手当

1月定期払時における受給対象遺児数に220円を乗じて得た額。ただし、その額が4,400円に満たない場合には交付金額は4,400円とする。当該時期に受給対象遺児がいない市町村には交付しない。

(3) 心身障害者扶養共済

12月1日における加入者数と年金受給権者(年金管理者が指定されている場合には年金管理者)数の合計に220円を乗じて得た額。ただし、その額が2,200円に満たない場合には交付金額は2,200円とする。名古屋市及び当該時期に加入者、年金受給権者(年金管理者が指定されている場合には年金管理者)のいずれもない市町村には交付しない。

第3 交付金の決定、通知及び交付

知事は、市町村権限移譲交付金交付要綱の第4の規定により交付決定を行い、その内容を市町村長に通知し、交付金を交付するものとする。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年3月31日から施行し、改正後の愛知県民生部所管単独手当支給事務取扱交付金交付要綱は、平成11年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年2月16日から施行し、改正後の愛知県健康福祉部所管単独手当支給等事務取扱交付金交付要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月 1 日から施行する。